

第12回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成30年3月9日(金) 午後3時から午後4時45分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (21名)

持山 英幸	会長	平田 昇	委員
平山 正行	会長代理	北村 博美	委員
井上 治康	委員	上田 忠夫	委員
北原 康德	委員	行武 芳明	委員
岡部 貢	委員	矢野 榮	委員
倉掛 正則	委員	藤井 貢	委員
平山 雅章	委員	八尋 徳幸	委員
川上 富男	委員	下村 喜美子	委員
山本 政明	委員	行武 勇吉	委員
山口 弘行	委員	池松 和義	委員
メ野 芳江	委員		

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 平成30年3月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農委会処分)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

その他

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

平田 昇 委員、北村 博美 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、係長 谷口 謙司、林田 真弓

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成29年度第12回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。本日の総会に、現在の出席数は定員21名中全員ですので総会は成立しております。それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願ひ致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席お願いします。 次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願ひ致します。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願ひ致します。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名を致します。12番 平田委員と13番 北村委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>よろしくお願ひ致します。それでは次第4付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願ひ致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号6を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされる方は挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願ひ致します。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p> <p>(報告第2号 番号1～番号2を読み上げる)</p>

議 長	<p>以上ご報告申し上げます。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>議案第1号 平成30年3月期農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>議案第1号 平成30年3月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第1号 平成30年3月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1について審議にはいりますが、9番が申請人となっている事案ですので、筑前町農業委員会会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(9番の退席を確認して)</p>
議 長	<p>それでは、議案第3号の番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書8ページをお開きください。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、10ページの調査書 番号1をご覧ください。</p> <p>以上ご提案申し上げます。</p>

議 長	<p>議案第2号の番号1について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決を致します。 審議が終わりましたので、9番は、入室・着席してください。</p> <p>(9番の着席を確認して)</p>
議 長	<p>次にまいります。議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図3ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、10ページの調査書 番号2をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第2号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号3を読み上げる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図4ページをご覧ください 次に審査基準につきましては、11ページの調査書 番号3をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第2号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号3に、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第2号の番号3は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第2号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号4を読み上げる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図5ページをご覧ください 次に審査基準につきましては、11ページの調査書 番号4をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第2号の番号4について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号4に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号4は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第2号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号5を読み上げる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図6ページをご覧ください 次に審査基準につきましては、12ページの調査書 番号5をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第2号の番号5について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号5に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号5は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について審議にはいります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書13ページをお開きください。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4条知事許可分 本日付 会長名でございます。 理由 農地法第4条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第7条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>

事務局	<p>(番号1を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして説明いたします。 申請地は丘陵地であり自家野菜を栽培しておりましたが、申請人は病気で耕作困難になった為、申請地1, 056㎡に椎茸の原木用にクヌギ300本を植林する計画での転用申請です。 尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員である私から報告をします。</p>
会長	<p>字図の8ページをお開きください。 申請地の左下に自宅がありますが、申請地に行くときは自宅を歩いて行っていたということです。自宅を売りたいと考えてあり、そうすると自宅は通れなくなるので、畑として使用するの難しいので、植林してクヌギを植えたいという事です。以上です。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>現状は、畑として使用していないと聞いていますので、会長の説明の通りだと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)</p>
議長	<p>議案第3号の番号1は、全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号2について審議にはいります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして説明いたします。 譲受人は、集合住宅2棟14戸を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。 建物としましては、建築面積117.77㎡1棟と297.05㎡1棟の合計2棟の集合住宅を建設する計画となっています。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>

議 長	<p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
16番	<p>申請地の隣にはアパートがあり、周りにもアパートがある所です。譲渡人の父親が自作をしていたんですが、亡くなられた後は、作り手がいない為小作をしてもらっているのですが、アパートをたてたいとのこと。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>配置図の12ページのアパートの見取り図を見て頂きたいんですが、その右の方が農地として残っています。敷地の横に水路がありますので、農地の水利に関しては問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号2は、全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求め。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>宅地建物取引業の譲受人は、申請地1, 397㎡を購入し、5区画の宅地分譲地として販売する目的での転用申請となっております。</p> <p>通常、宅地分譲のみの農地転用は許可されませんが、都市計画法に基づき指定された用途地域内にある農地で宅地建物取引業の免許を取得しているものが行う転用については、例外的に転用が可能となっております。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>

会長代理	<p>字図の14ページをお開きください。</p> <p>真ん中あたりに申請土地があります。二地区は基盤整理されていませんので、農地の水は全部田ごしで下にくだっていくようです。申請の分の2筆も田ごしで問題ないと思います。他の田んぼにも問題はないと耕作者の方から確認をしています。既設の道路から3m50cmになるようにセットバックするという事で、そこに側溝をいれて水路は下に落とし、既設の水路につながると聞いております。田んぼの耕作には支障がないとの事でしたので印鑑を押しています。以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第4号の番号1は、全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号2について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、譲渡人から申請地を購入して、集合住宅を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積294.47㎡の1棟10戸の集合住宅を建設する計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地の南側は転用許可された土地で、現在住宅を建設途中ですが、完了をしておりますので、南側に農地の広がると判断されます。その為、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
10番	<p>場所は、当所にある飲食店の隣になります。雨水は飲食店の横に排水路がありますので、そこに流します。排水路の横に1mぐらいの土手が奥の方までありますが、そこから1mあまりセットバックして建物を建てられるとの事です。1m50cmほど残ったところは土手で草が生えるとの事でセメントで埋めてしまうと聞いています。上下水道が386号の方に通っていますので、問題はないと考えましたので印鑑を押しました。以上です。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>建物の裏は畑で、水路としてはありません。申請地の水路を止めても横の水路に流れますので問題はないと思っています。以上です。</p>

議 長	それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。
2 番	申請地の下は下高場の農地になりますが、下高場の水利委員さんの印鑑はもらってありますか。
事務局	当所の方だけです。
2 番	用排水路になる為、下高場の水利委員さんの印鑑も念の為、頂いていた方がいいのではないのでしょうか。
事務局	業者の方に下高場の水利委員さんに説明に行くように伝えます。
議 長	他に質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第4号の番号2は、全員賛成にて可決を致します。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 次第5、次第6、次第7を順に事務局より説明及び進行をして下さい。
事務局	次第5 その他
事務局	次第6 今後の日程について
事務局	次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。
会長代理	これをもちまして、第12回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。
	16:45 終了